申請期間:令和4年6月1日~11月30日

大地震に備えて!

ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します!



南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭(高齢者世帯等)に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、<u>窓ガラスの飛散によるけがの防止や、</u> 迅速な避難行動につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している家族全員が、下記の①~⑦のいずれかに当てはまる世帯

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下
- ※①~⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。
- ※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みが出来ません。

◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前 に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

◆補助内容

- 〇フィルムの設置費用(単価 6,000 円/㎡(フィルム代込)) に対し、設置面積 5 ㎡分まで補助します。
- ○補助率は設置費用の2/3 (補助上限20,000円)です。

【基準表】

設置費用	30,000円 (5 m²)
補助率	2/3
補助金額	20,000円
自己負担額	10,000円

◆例:設置面積7㎡の場合は、5㎡が補助対象です。

→42,000 円 (設置費用) -20,000 円 (補助金額(上限)) = 22,000 円 (自己負担額)

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課(6階66番窓口)へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。(※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当まで、お問い合わせください。)

添付書類 (例)

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお問い合わせください。申請書等をお送りします。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当(6階66番窓口)

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】~地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう!~

備えは十分ですか?

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう!

